明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一六）　二
〔告　示〕
○無線局運用規則第百四十条の規定による気象通報を送信する無線局の運用の件の全部を改正する等の件の一部を改正する件（総務一）　八
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二）　九
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務七）　一〇
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同八）　一〇
○パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換に関する件（同九）　一〇
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一〇）　一〇
○カンボジア王国政府に対する贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一）　一〇
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（農林水産一〇）　一〇
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく相当指定を変更承認した件（国土交通八）　一〇
○道路に関する件（関東地方整備局一）　一〇
○荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同二）　一〇
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局一）　一〇
〔国会事項〕　二
〔人事異動〕
内閣　内閣府　宮内庁　三
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行の手続きに関する意見聴取会、証票無効、埼玉県北川辺領土地改良区の定款変更の認可、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、簡易確定関係　三
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四二号）の施行期日は、令和四年五月一三日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（警察庁）

1　高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

(一)　運転技能検査に関する規定の整備

(1)　運転技能検査の対象となる基準を定めることとした。（第三四条の三、第三四条の五及び第三七条の六の三関係）

(2)　運転技能検査手数料の標準を定めることとした。（第四三条関係）

(二)　申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

(1)　申請による運転免許の条件の付与等の基準を定めることとした。（第三三条の六関係）

(2)　申請により運転免許に付され、又は変更された条件に違反して運転する行為に付する点数に関する規定を整備することとした。（別表第二関係）

2　運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

(一)　一九歳から大型自動車免許等を受けることができる者を定めることとした。（第三二条の七及び第三二条の八関係）

(二)　普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上で大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習について定めることとした。（第三四条関係）

(三)　一九歳以上であり、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して一年以上で第二種運転免許の運転免許試験を受けるための教習について定めることとした。（第三四条関係）

(四)　若年運転者講習の対象となる基準を定めることとした。（第三七条の一〇関係）